

平成29年 3月 3日 生活環境委員会 議事録  
10時00分開会

○出席委員 (8人)

委員長 細川 雅子

副委員長 和田 芳弘

委員 末広 和基、賀屋 幸治、藤井 馨、日域 究、田中 実穂、山本 孝三

議長 児玉 朋也

○欠席議員 なし

○細川委員長 おはようございます。予定の時間に達しました。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第13号大竹市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本件については、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○青森市民生活部長 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。まず最初にこの条例制定について、今までこういった事案というのに対処したというか、取り扱ったことがあるかどうかというのを、まずお聞きしたいと思います。それと、もしあればその件数とか、どういった支援、あるいは支給をしたのか、金額ですね。その他の何かそのことについての特別な措置をしたことがあるのか、あるいはそのための予算が今までは計上はされてなかったと思うんですが、もし使っておつたらですけども、どういった処理をされたのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○細川委員長 自治振興課長。

○吉原自治振興課長 大竹市においてこういった事案があったかどうかということですけども、結論から言いますとございません。補足しますと、犯罪ということですけども、基本的には心身犯、あるいは交通事故、そういうことの中で警察署のほうへの相談というのは、過去5年間をちょっとお伺いしてみました。ちなみに平成28年にはこういった、賀屋委員が言われた分についての事案はゼロではございますけども、ちょっとそういったいろいろ

な相談という中では28年は5件、27年が9件、26年が10年、25年度は5件、24年度が2件というふうな、犯罪というのも幅が非常に広いもんですから、そういった警察でもそういう相談はあったようには聞いております。

以上でございます。

○細川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

末広委員。

○末広委員 おはようございます。今、同僚議員からの御質問に対しての御回答をいただきまして、この議案の、少し掘り下げた勉強をしてみました。テーマとしたら、本当にできればあってほしくない、でも、あったときにという備えが要るテーマだなと。確かに今回の議案そのものは、今回の改定内容なんだと思うんですが、私なりにいろいろリサーチしたり、御意見を伺ったりしてみました、この件に際してはですね。例えばですが、今、同僚議員からもありましたし、御説明の中にあつたように犯罪被害者、犯罪の内容って複雑多岐にわたりますし、被害者だと思ってる方々の思いというのは、事案、事例、デリケートな部分もありますし、お困りになされている要素というのは千差万別だと思う。犯罪の種類を、ある資料の中に一番最初に書いてあつたんですが、犯罪被害者の定義ですね。法律ですから定義から入るんでしょうけども、漠然と言えば殺人、強盗、暴行傷害、身体犯、強姦、強制わいせつ、その他不快な性的体験、交通事故、危険運転致死傷、DV、ストーカー、虐待、詐欺、放火、有毒物質暴露、監禁、財産的被害、戦争体験、その他ほとんどの人は体験しないようなひどいショッキングな出来事、その他。こういうふうな犯罪の種類だけでもとんでもない。もう本当、そういう思いを持ってらっしゃる方は、何があつても思いですから、相談をしたいと。確かに弁護士さんや司法書士さんにすぐ駆け込める状況にある人や、そういうルートがある人はいいと思いますが、内容によっては警察のほうでは対応できない、民事にかかわれないお立場でもあります。その中で、地方自治体の役割が強まっていつてる。今回の改定に際して上位法も勉強してみました。そうすると、やっぱり国民の皆さんということは市民の皆さん、直接接する地方自治体に、できる限りサポートの制度をお願いしたいということで、この法改正も数度となくやられていつて、昨年の法改正に伴う今回の条例改定だということまではわかりました。

そういう中でお聞きしたいのは、事例事案だけではなくて、どこに相談に行ったらいいか。大竹市の代表番号に電話すれば、この事例事案や思いが全然千差万別です。専門部署はたくさんあります。でも、当事者からすれば、ここへということがあつて、そこが内容に応じて対応をくださればいいんですが、中身を全部説明したくないという思いも恐らくあると。相手が誰かわからないのに、電話の先に出てきた人がどんな方かまだわからない。中身を全部言うだけの信頼関係はまだ構築できてない。でも、それがないと専門部署へ案内できない、制度にもつなげられない。せっかく制度があつても、本当の意味でメンタルケアなのか、要介護につながるような方向のサポートなのか、いろんな事例ですから、どう対応するのかという常に備えがないと。でも、この資料は、こういうときの御担当になられた方に対してのマニュアルを、被害者の組織がつけられたもんでした。大変長い資料

なんですけども、代表番号に電話して、その方をどこへおつなぎすべきなのか。直接そこへ電話すればいいのか。そういうことが制度として準備してありますよと。けども、どこへおつなぎしたらいいのか、それを判断できるだけの情報を入手していいのか。御担当になられた方に対するアドバイスとして聞いてくださいと、御本人から聞いてください。その聞くも、耳で聞くのと、問い詰めるようにとまでは言いませんが、判断のためには情報が要ります。それを聞くのか。ただ、耳を澄ませて心で受けとめるような、本当の意味の聞き方をすべきなのか。時間もかかります。そういうことが、このような条例が準備いただけで、この国や、それをつかさどってらっしゃる地方自治体の職員の皆さんの役割、責任、また対応しようとするときの思いなんかを想像すると、大変恐縮するぐらいのことなんですけど、たまたまこの改定がありましたんで、まず警察の方が、これは私どもの担当じゃございません、ぜひとも地方自治体にそういう窓口がありますから、ぜひともそちらへ電話してみてくださいということ聞いた方が、どこへ連絡すればいいのか、そのことだけまず1つお聞きしたい。

○細川委員長 自治振興課長。

○吉原自治振興課長 まず、犯罪に遭われた方が、一般的には警察に、交通事故であるとかあると思います。警察の中でも担当部署というのがあります、そこからはまず第一報として、市民の方ということであれば自治振興課のほうへ連絡を、そういう相談があればいただくように連携はとれております。この条例制定に当たっても、国・県のほうでも力を入れておりまして、県の研修がございます。その中でグループワークの中でも、大竹署の係長、担当者の方と、私どものほうで一緒になって、事案のケースを年2回ほどやったり。その中で、まず警察のほうでそういう相談があった場合、まず自治振興課へ。そして、どうしても事案の中で、委員言われましたようにさまざまな犯罪の中で、ちょっとデリケートな被害、特に女性関係の被害については、広島県のほうでも今非常に力を入れておりますけども、性被害ワンストップセンターひろしまというのを24時間体制でやっております。そういった、まず警察、そして逆に大竹市という中でいくと、我々も自治振興課なので自治会であるとか、各種団体の中で、しっかりそこはPRをしていかせていただきたいと思っておりますし、関係団体の中で、当然、民生・児童委員さんがあったり、自治会長があったりおられますが、そういったこういう制度の中でのこういう相談というのが、なかなか言葉に出せない相談というのが、信頼関係の中で我々が信頼していただけるということの中で、そういったより高度な専門機関へ紹介をさせていただくと同時に、個別の大竹市でも現在、さまざまな母子DVとか、虐待とか、そういったものについても自治振興課が1つの総合的な窓口となって支援していくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 大変心強いといえますか、安心につながる御回答をありがとうございます。私も少しほっとしました。たまたまですけども、ある市民の方や御家族の方から、こんな人のおるんじゃないけど、ちょっと相談乗ってやといったときに、じゃどこへどうしたらいいのか、考えてみても、この条例を読んだときに、もしそういうことに接したときに、自分は

どうするだろうと随分悩みました。それで、そのことでいろんなことを調べてみたいんですね。今の課長の御回答をいただいたことで、半分ぐらい気持ちのつかえが取れたような気がいたします。ぜひとも起こってほしくはないですけども、そういう受け皿がある、そういう姿勢をお持ちで研修等の学習を済まされて、役割としてのお気持ちを持っていらっしゃる方がおられる、そういう部署があるということをお聞きしただけで、大変ありがたいなと思います。確かに上位法は、第3次の改定がされているぐらいの歴史があるんですけども、大竹市の11条にありますね。民間支援団体に支援を行うことの規定。こういうことに即した民間支援団体なるものは、大竹市はどちらかございますでしょうか。もしあれば、お教えいただければありがたいです。

○細川委員長 はい、課長。

○吉原自治振興課長 こういった本当、犯罪というのは多岐にわたり、非常に法的な知識も必要になる分もございますし、特に先ほど、性犯罪とかいうことになると、お医者さんといえますか、・・こともあります。大竹市にそういった専門的なことということになると、総合的ということになると、実はそこまで有してないというのが事実でして、現実に広島県被害者支援センターというの、これ大竹市のほうも負担金をお支払いしながら開設しておりますが、まず広島県被害者支援センターというところが、どうしても犯罪被害を受けたときの、相手からの弁護士さんからのいろんな示談相談があつたりとか、そういった細かいこと等いろんなことについては、まず犯罪者支援センターということで、大竹市独自ということになると、やっぱり先ほど言いましたように市民の方、行政の役割の中で、まず第一義的に本当に、いざ本当に誰もが犯罪被害者になるわけです。そのときに、まずどうしていいかなという中で、まず死亡届けの出し方であるとか、そういうところは本当、お住まいでそういう犯罪を受けたときに、緊急的に住まい、PTSD、あるいはトラウマでそこに住みにくいと、さまざまな事情というのは子供さんを抱えておれば、御主人がそういう犯罪に遭ったときに生活の支援ができなくなるとか、非常に多岐にわたります。そういった身近なものについては、我々が相談ということ、もちろんその方については民生・児童委員さんとか地域でということになりますけども、結論から言いますと、広島県被害者支援センターのほうで、そういったさまざまな総合的なもの、法的なものについても法テラスというところで対応するというところになるろうかと思っておりますので、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 本当にありがとうございました。何度も申し上げますが、本当に心のつかえなり迷いが少し薄まった気がいたします。本当にありがとうございます。きょう朝1番の議案で、デリケートな要素を含んだ議案でしたので、少し突っ込まさせていただきましたが、ありがたい御回答をいただきまして、ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 テレビとか新聞で毎日のようにいろいろな事件が報道されております。そういった犯罪の陰には、必ず被害者というのがおられまして、その方を少しでも支援していこ

うという、こういう林檎の考え方だろうと思います。ちょっとこの条例の中のことに  
いて、若干お聞きしたいと思います。5ページなんです、上から2行目ですね、ここに、  
こういった犯罪者に準ずる者として、市長が特に認めるものという表現がございます。こ  
れについて、もう少し詳しく教えていただきたいというのと、次の第3条にございませ  
れども、相当長期にわたっての被害者に対する支えというものが必要であるというふう  
に考えております。こういったケースにおいて、どのように取り組んでいくのかというこ  
ろについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○細川委員長 自治振興課長。

○吉原自治振興課長 1点目の質問、市長が認めるというのは、まず大竹に居住することが  
ございます、その他、通学・通勤ということではありますが、大竹の場合でも、例えば外国  
人の方が観光で来られて被害に、宮島、大竹も三倉とか観光地、例えばそういったところ  
で、そういった旅行の方がここで犯罪に遭ったというふうなこと、あくまでそういったも  
のを含めて、その他、市長が認めるというふうな言い方で表現させていただいているとこ  
ろです。

2点目は、ちょっと済みません。ちょっとよく聞き取れなかったんで、恐れ入ります。

2点目がちょっと。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 相当長期にわたって被害者の方を支えていかなければならないというふうなこ  
とになった場合、どういうふうな取り組みをしていくのかというところについて、お聞き  
したいんですが。

○細川委員長 はい、課長。

○吉原自治振興課長 取り組みという中で、まず犯罪ということになりますと、国のほうで  
まず1つはお金の面では給付金というのがありますけども、今言われる分については、犯  
罪を受けた中で、どうしても精神的な部分が大きい。それと犯罪によって傷害を負わされ  
るというケースがあると思います。そういった場合について、それぞれの今、部署でも既  
に犯罪にかかわらず、そういった市民の方のいろいろ相談には乗って、多岐にわたり、長  
期にわたり相談は窓口でやっていますけども、そこを長期にというかが当然、犯罪が起点と  
なって市民の方であれば、今の同様の形でのサポートといいますか、相談ということにな  
ろうかと思えます。まずは給付とか、そういったのはまた別で出てくると思いますので、  
それをそれぞれの部署の中へ、まずは第一義的にはつないで、それからその方の長期にわ  
たるものについては、今、現に市が丁寧に取り組んでいる分と、同様の形での対応をさせ  
ていただくということになるかと思えます。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。話が前後して申しわけないんですがね、心身というか、  
精神的なダメージというんか、被害ですね、こういったものには相談する方にも専門家的  
なものが必要かと思うんですが。そういったものは新たに設けるのか、現在の勢力とい  
うか、そういったものでやっていくんでしょうか。お考えを聞かせてください。

○細川委員長 はい、課長。

○吉原自治振興課長 どうしても長期ということになりますと、先ほどシという分も言いましたけども、先ほど末広委員さんのときも申しあげました広島被害者支援センターというのが、そういった専門的な部分を抱えておりますので、そういったところで長期の対応になっていこうかと思えます。これ広島被害者支援センターの場合は、病院へも寄り添いしたりとか、そういったさまざまなサポートもしてくださるということになっておりますので、そういった対応になるかと思えます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 これを見ると、13年ぐらい前に法律はできているわけですよ。この条例自体は基本的に国主導だと思うんですが、私、ある自治体で、この条例ができるときに、たまたまその議会を傍聴してましてね、へえ、こんなもんがあるんかと思ったことがあるんですが、去年ですけど。それで、広島県やったか広島県警やったか聞いてみたら、どうなつとると言うたら、呉ができると言うたかな。それで、広島県はあんまりありませんと言われました。多分、今、そりゃいいことを書いてありますよ、これは悪いことじゃないけども、基本的に国が法律をつくって、それを執行していくというか、実効ある形に持っていくときに、都道府県であるとか、市町村であるとか、そういうところもぜひ条例をもって、協調体制をつくってほしいという国の考え方があってつくっているんであって、大竹市が独自につくったものでも何でもないと。国全体にあるからこそ価値がある条例ですね。批判してるわけじゃないですよ。

それで、結局、なぜこのタイミングなのかということとか、広島県とか他県とか、広島県内の様子とか、要は、今回、この3月議会にこの条例案が出てきた経緯ですよ、ちょっとそのあたりを教えてほしいなと思えます。

○細川委員長 はい、自治振興課長。

○吉原自治振興課長 タイミング的には、委員さん言われたように、広島県であれば呉市が昨年4月1日に施行しています。4月、府中市さんが。大竹市、今回この条例を認めていただきますと、県内3番目ということになります。全国の状況も、ちょっとあわせていきますと、全国の政令市という、都道府県の中で47県ありますけども、条例制定しているのは27県です。広島県はまだそこはできておりません。政令市についても、20ある中で9。全国の自治体が1,721のうち、条例制定をしているのが369ということで21.4%というふうな割合になっております。これは去年の10月1日時点の数字なんですけども。

なぜこのタイミングかという中で、どうしても犯罪ということになると加害者が本来は・・・ありますけども、毎日のようにそういった被害者の声がマスコミを通じて・・・ますけども、大竹市は第5次総合計画、ひと・まち・しごとの中でも、まずよいまち実現の中で、住みたい、住んでよかったと感じるまちという中で、安心安全なそういった部分を、大竹市の場合は非常に交通関係、防犯関係で非常に力を、民間団体の方も入れていただき、非常にそういった部分で交通事故でも、交通死亡事故ゼロというのは大竹市だけであったり、防犯関係でも、先ほど質問が賀屋委員からありましたが、今はない状況です。でも、それをより市民の方々に、住んで、安心して暮らせるまちという、そういうことを全面に

出していきたいという考えを持っております。セーフティーネットといいですか、いざそういうことになったときに、市民の方が安心して暮らせるまちということで条例を制定させていただきました。どうしても国の中でそういった部分も確かにある中で、やっぱりその部分を率先して、市民の安全づくりのためにも条例ということで、このたび上程させていただきました次第でございます。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。この条例の、ここの文面がどうとは思いませんけどもね、一般論として加害者と被害者がいたら、加害者が悪いやつなんですよ。だけど、何か加害者の人権ばかり保護されて、被害者の人権はなくて、テレビなんかでもマスコミが物すごい暴きますよね。あんなのを見ていて、バランスが悪いなと思うんですけども、やっぱり被害者、特に何の落ち度もない被害者というのも世の中に存在するわけですけども、そういう方のことについては十分気を配るといえるか、そういう自治体であってほしいなと思います。ありがとうございました。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 具体的に2つほどお聞きします。16条、見舞金の支給についてなんですが、これによりますと申請が必要であると、こういうことになってますが、これ支給申請が要るんですか、どうしても。これがないとだめなのか。これ、誰が見ても、例えばそういう加害者がおって、被害者がもちろんあるわけですが、誰が見ても、例えば殺されたとか、あるいは暴行に遭ったとかいうときに、ニュースにもなるしね、すぐにわかると思うんですが、この見舞金の支給について、支給申請がどうしても必要なかどうなのか、これがまず第1点。

それから、17条に支給制度の中に、イズが関係はだめであると、こういうことが書いてあります。じゃあ、例えば親子で無理心中をしたと、親が亡くなって子供は生き残ったと。具体的な例ですわ。こういった場合は、やっぱりここに書いてあるような親族関係があるからだめだという、そういうことになるのでしょうか。以上2件、お願いします。

○細川委員長 自治振興課長。

○吉原自治振興課長 見舞金の申請については、やはりこれ本人の申請がないのに一方的に見舞金を支給することは適当じゃないというふうに判断しております。そういうことで申請主義にさせていただいておりますけども、当然、犯罪ということが前提になりますので、警察の中での被害届とかがございますので、そういったこちらが出すというても犯罪という、いわゆる先ほど来で言えば心身犯であるとか、交通事故の場合でも、本当に運転致死であるとか、飲酒運転があるとか、そういったただ単に交通事故で亡くなった者が犯罪被害の見舞い対象になるもんじゃございませんので、まず警察のほうでの被害届のほうの関連での申請主義ということの中で、こちらのほうはそれをさせていただいているところでございます。

あと、無理心中とかいうところがございましたが、そういった部分についても、なかなか

か難しいというか、ちょっと個別の中で、今これがどうなんかというのは、ちょっと今、なかなかお答えにくい、本来は犯罪ということになればですけども、なかなかこれ多岐にわかって、例えばいじめという話がよくあります、・・・もありますけども、ただいじめを受けただけでという形ではなくって、・・・そういった暴力行為で死亡するとか、傷害を受けるとか、そういうことが前提でございますので、ちょっと委員さんが言われたような無理心中とかいうことになると、自殺は当然ならないものでございますし、ちょっとこの犯罪の・・・からいうと、ちょっと趣旨からちょっと違う、無理心中のほうはですね。ただ、相談というのが先ほどありましたが、その中で、やっぱりその他の中で、まず事犯というのは起こってから、どういう状態になったかでは、なかなかそこまでの判断というのは難しいところもございますので、ちょっとそれについてはお答えというのは、なかなか私もできない状況でございます。無理心中がどうかという場合ですね、そのケースがどういう状況で、なって・・・というのが、なかなか想定ができておりませんので、ちょっとそれについては答えができないというところでございます。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 犯罪ということですからね、それに準ずる事案についてのということだと思えます。犯罪を未然に防ぐ、その予防策というのを・・・いろいろとられていると思えますが、起こったときの今回のこの支援条例の制定でございますので、いろんなケースが・・・あります。起こっては困りますし、また大竹市からは絶対ないというふうにしてもらいたいと思うんですけど、ただ起こった場合に、この犯罪被害者に対する支援策ですので、ここに条例に書いてある文字だけじゃなしに、例えば第2条の中にありますように、市長が特に認めるものとかという、こういう項があります。ですから、見舞金のこと、あるいはまたその条件等についても、しっかりと内部で検討されると思えますが、少しでも被害者の方に安心と言うたらおかしいんですが、私はこれを読んで、11条、12条なんかについても、被害の内容によっては、もうそっとしておいてくれというような多い部分があるんじゃないかと、特に性犯罪等に関するところで被害に遭った場合なんかはね。それをどういうふうにして支援していくのかということもあろうと思えますけれども、いずれにしても住みやすい大竹市のために、いい制度にしてもらいたいと思えます。ありがとうございました。

○細川委員長 要望で結構ですね。

他にございませんか。

山本委員。

○山本委員 16条に関係するんですが、先ほどの説明で、過去・・・被害を受けた方もおられるというふうな事実関係について説明がありましたよね。この条例が4月1日発効ということになりますと、16条に規定する2つの要件にはまる事例もあろうかと思うんですが、市のほうでは具体的に、この条例発効後の対応なり、見舞金を出すとかいうふうなことでの実態把握はされとるんですか。

○細川委員長 自治振興課長。

○吉原自治振興課長 ただいまの山本委員さんの質問については、9ページ、附則のところ



になりますけれども、第13条から第19条までの規定、この分につきましては、この施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡または傷害について適用ということで、過去の分については適用外ということになります。

以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 29年4月1日以降でないと、この条例の適用はしないという。それは国の法律の趣旨と合致しとるんですか。

○細川委員長 課長。

○吉原自治振興課長 今回、条例として上程させていただいてますが、国の法律ということになると、その犯罪、7年とか・・・死亡・・・とか、そういった、いわゆるその状況の中でやる分でございます、国のほうについて、それは法律の中で適用になれば、国のほうの遺族見舞金であるとか犯罪給付金、そういったものはまた別のことだと思います。ただ、この条例については、先ほど申し上げましたことを繰り返しになりますが、4月1日以降ということでの適用というふうにさせていただきたいと考えております。

○細川委員長 山本委員、3回目です。

○山本委員 だから、市町村段階でね、こういう条例を制定するというのは、国の考え方や、国の法的な規制を全国民に公平に適用すべきだということで、今回、市もその意を受けて提案しとるんでしょう。だから、国のほうで4月1日以前のはほっとけということになっとるんか、今、市が考えとるように、29年4月1日発生をしたものだけが適用だということになっとるのか、そこを聞いとる。市の主観的な判断でね、どうだこうだというようなことを言ったんじゃ、これは法の趣旨に整合性を欠くことにならせんかということを聞いとるんでね。私の質問の意思がわかってもらえたら、もう一回答弁してください。

○細川委員長 市民生活部長。

○青森市民生活部長 今の御質問の件でございますが、まず基本的に、今の基本法の中で、何をなささいということのははっきり書いておりません。それぞれ市町村の状況に応じて策定なささいというふうになっています。全国の流れを見ましても、まずいろんなやり方があります。うちの場合は、ほぼ網羅させていただいたと思っています。お金の給付についても、やっぱり出しているところ、出していないところ、さまざまあります。金額もさまざまです。その中で、あえて今回、条例制定によって支給しようという市の考えです。その中では、遡及は現在のところ考えていません。ですから、法に違反しているとも思ってませんし、市町村の条例の中で考えていくということで、大竹市については4月1日からこういう形でやっていきたいということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

○細川委員長 山本委員、3回終わりました。

他にございませんか。

質問の趣旨に対しては、委員長としてはしっかり回答があったというふうに思いますので、これ以上は必要ないというふうに聞こえております。

○山本委員 誰が・・・。

- 細川委員長 委員長がそう判断しました。
- 山本委員 委員長はそうかもわからんが、質問者はわかったらん。
- 細川委員長 一応3回終わりましたので、今の答弁の中で。
- 山本委員 配慮してもええんじゃないの。
- 細川委員長 これ以上の答弁は出てこないという判断でございますが、執行部、どうですか。答弁漏れ、何かございますか。ないようでございますので。  
他に質疑はございませんか。
- 山本委員 ……ないと。だから、わざわざ16条に……だというふうに……。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 他に質疑はないようでございます。  
山本委員、議事を進行したいと思っておりますので、御協力お願いいたします。  
他に質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 他に質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終結いたします。  
続きまして討論に入ります。  
本件に関する討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 討論なしと認めます。  
以上で討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。  
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
続きまして、日程第2、議案第27号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを議題といたします。  
本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。  
市民生活部長。
- 青森市民生活部長 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。
- 細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。  
質疑はございませんか。  
日域委員。
- 日域委員 私、予算委員なんですよね。今回、予算書をいつもより真面目に見てみたんですが、本来はですよ、本当のステージは予算委員会だと思いますけども、ちょっと関係してしますので質問させていただきます。  
予算書の157ページに小学校費、きょう教育委員会の方は、教育長がおられますね。小

学校費の中に校庭芝生維持管理等補助金というのが153万円組んであります。その上には委託料がずらっと並んでいるにもかかわらず、補助金って組んであります。これ見ただけじゃ、何のことかさっぱりわかりません。何って聞いたら、シルバーに行くんですというわけです。シルバーに補助金払うて、大竹市のグラウンドの芝生を刈ってもらうのは委託料じゃないかって、誰もまともに答弁ようせんわけです。財政に聞いたら、何言うたかといったら、そのほうが大竹市にとって有利なんです。銭勘定が有利じゃったら、大うそでも言うんかと思えますけども、このことについて教育長と財政の課長と、それから監査の局長、これはどういうふうに。これ、予算じゃないんですよ。26年からずっとやってることですから。今からやることかと思ったら、26年からやっている。ちょっとこれ、シルバーとの関連がありますから、どこまで御存じか、黒田さん、よろしくお願いします。

○細川委員長 ちょっとお待ちください。日域委員、今、議案第27号の大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてが議題となっておりますが。

○日域委員 そうです。シルバー人材センターがね。

○細川委員長 ああ、その関係でシルバーが入っているからという関連でございませうか。

○日域委員 もちろんです。

○細川委員長 予算審議には入らないような形でお願いします。

○日域委員 予算ではありません。予算で気がついただけであって、予算とは関係ありませんよ。過去の26年、27年、28年、現在進行形でやってることですから。委託料でありながら補助金という名目で払ってきたのは、現在そうなんです。そういう団体との関係を今尋ねているんです。予算とは関係ありません。

○細川委員長 予算審議に入らないように、配慮の質疑を皆様もよろしくお願ひいたします。では、御答弁できる部分をお願ひいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 ちょっと今、正確な補助金の名称を記憶はしてないんですけど、たしか高齢者の就業機会の確保で、現役世代をサポートする事業と、こういう事業の補助事業のメニューで行っているということで、例えば学校の芝生に限らず、例えばどっかの工場の中の掃除をするということも事業にあるかもしれません。そういう事業を、この学校で、その事業をシルバーが行われる。それに対して市が一定基準の補助金を出している、国が一定基準の補助金を出している、こういう事業なんだということでございます。

以上です。

○細川委員長 暫時休憩いたします。

[休 憩]

○細川委員長 休憩前に続き議事を再開いたします。

日域委員に再度の発言をお願いします。

○日域委員 少々難しいことを質問してしまったかなと思いますが、まだ資料が届いてませんので、改めて予算委員会で質問したいと思えますけども。私、疑念を持つてるわけですから。私の疑念がね、疑念の段階で終わっていると、誤解であるというふうに、きちんとした答弁を、ぜひ予算委員会でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。あ

りがとうございました。

○細川委員長 執行部におきましては、しっかりと答弁ができるように、御準備のほうお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑がないようですので、質問なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第17号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関しましては、本会議場で説明がございましたが、補足説明はございますか。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 改正の主な内容のところ、(1)のほうに、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置ということが書いてありますけれども、大竹市の中にどれぐらい対象者がおられるかという、把握を数字的につかんでおられれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○細川委員長 保護係長。

○笹野主幹兼保護係長 現在8人の方が保護を受けておられます。

以上です。

○細川委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 今回のことと直接的に関係するかどうかよくわからないんですけども、生活保

護において、生活保護ってざる法って言われますけども、どこに住んでるかわからんと。これは担当課長から昔聞いたんですけども、大竹、県境ですけどもね、大竹で保護を申請して、その人がどこに住民票があるろうが、大竹におるんじゃと言うたら、あとは水道のメーターが回るととか、電気がどうかなるととか、そういう本当はどこにおるかさっぱりわからんけど、保護せにやいけんという決まりがあって、やっとなんかという話を私は聞きました。そういう法律なんだろうと思います。そのときに同時に聞いたことが、マイナンバーが導入されたらマイナンバーでやるから、どこにしようと、要するに大竹で保護を受けて、岩国で保護受けてという、そういうインチキはもうできなくなりますという話を聞いたんですけども、これは外国人においても同じかもしれませんが、そういうふうなマイナンバーね、私、この前初めて確定申告で、初めて役に立ちましたけど、本当に生活保護においてマイナンバーは機能してますか。ざるの目が少しは細くなったかなという気はするんですけども、教えてください、お願いします。

○細川委員長 保護係長。

○笹野主幹兼保護係長 大竹市以外の福祉事務所において、重複して生活保護を受けている人がいないかということ、これは大竹市のみならず全国的なんですけども、各福祉事務所の中で重複して生活保護を受けている人がいないかどうかを、マイナンバーを使って確認するというのは、またこれは聞いたんですけど、これから先に行っていくことであって、今すぐとか、まだここしばらくでこういうことができることにはなっていないようです。ただ、将来こういうことをしようとしているというふうには聞いています。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 大竹市でどうこうできるものというのは、当然限りがありますけども、住基カードのときもそうでしたけども、大騒動して、システム屋さんがもうけたかどうか知りませんが、結局、何のことはない。一部でマイナンバーの欠点ばかりあげつらうやからがいて、物事には欠点も長所もありますよ。長所のことを誰も言わない。そういう残念な結果になるんですけども、行政までが欠点の話に、欠点に対する対応にかまけて長所を伸ばさなかったら、本当に国家的大損失ですからね、ぜひね。私、マイナンバーの悪い面があるかもしれないと思いますよ。でもね、やっぱりせつかくやる以上、効果があるように持って行ってほしいわけです。それこそさっきの、何で住民票がなくても、何で生活保護ができるんか、さっぱり私、わかりませんけどもね、どこの賢くないやつが決めたんかと思えますけども、やっぱり特別なことをするには、さっきのあれですよ、犯罪被害者の分でも申請がなければお金を出せないって、当たり前ですよ。申請出さなかったら、どこのだれべえが出したかというのを、ちゃんと根拠がなければ出せないはずじゃないですか。それを生活保護は、ばかみたいに出してるわけですよ。確かに国が4分の3くれるけ、どうでもええんやという人もいますけど、そんなことはないと思いますよ。だから、特別なことをしてさしあげるわけですから、あなたが特別だということ、本人が立証しなくちゃいけないですね。そのためには、やっぱり住民票でしょうし、住基カードかもしれません。ぜひそういう意識を持ってほしいなと思います。終わります。

○細川委員長 要望でよろしいですね。

他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 賀屋委員と同じような質問になりますけれども、大竹市内に外国人の方が何名程度居住されてるか。あるいは、市営アパートに入っておられる方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方が何名程度いらっしゃるのか、わかれば人数を教えてくださいと思います。

以上です。

○細川委員長 市民税務課長。

○豊原市民税務課長 現在、外国人住民基本台帳法によって、外国人登録されていらっしゃる方について、私のほうからお答えをさせていただきます。平成29年2月1日現在で、住民基本台帳の中では外国籍の方が319人いらっしゃいます。

以上です。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 市営住宅に外国人の方が今何人居住しているかというのは、ちょっと今、資料を持ち合わせておりません。すぐ回答することができません。少しちょっと時間をいただけたらと思います。

○細川委員長 何分ぐらいかかりますか。これの審査の間に。

○中司都市計画課長 厳密な入居者の台帳から1軒1軒見ていくことになりますので、そう簡単にスイッチ1つでは出てこないんです、これが。なので、数分というわけにはまいりませんので。

以上です。

○細川委員長 藤井委員、そういうことですが。どういたしましょうか。よろしいですか。

それでは、資料ができたなら出していただくという取り扱いでよろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第22号大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はありませんので、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 本会議場で一部説明もありまして、まずこの試行は去年の7月からされておるということございまして、それまでの利用者数と、当然、曜日が2日ほど延びたわけですから、利用者数もふえているんだろうと思うんですが、何人ぐらい利用者数がふえたのかということ、それにかかわって週2日、いわゆる開館をするということの人件費であるとか経費、かかると思うんですが、その辺の手当てはどういうふうにされたのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○細川委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 試行期間の人数の伸びにつきましては、正確な数字はただいま持っておりませんので、少しお時間いただきたいと思ひます。

それから、その間の人件費につきましては、若干増額という手当てで試行期間は行っただきました。試行期間を経まして、今回曜日を増設した件につきましては、予算手当てをしまして、平成29年度は予算増額でさせていただきますと思ひておひます。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 利用人数について、ちょっと急なことで時間がかかるということございすけども、少なくとも開館日をふやしたということに対する、先ほどの人件費と、あるいは電気代であるとか経費ですね、その辺が3日から5日延ばすことによって、若干、必要になったという程度では、割合でいえばすよ、ないんではないかと思うんですが、そのあたり委託を受けられた方のほうからの要望なり、そういう実態の把握とかいうのは、どのようにされているのかなというふうに思うんですが、かなり無理をされて負担を強いられとるということでも困るのではないかと思うんですが、そのあたりどのようにお考えなのかというのを、ちょっとお聞かせください。

○細川委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 試行期間中につきましては、3日の予定の1年分を想定をしておひましたのを、残りは5日にふやしましたので、その分は案分しまして費用は出しておひます。29

年度からの予算につきましては、相手方様と話し合いの結果、総額は予算組みさせていただいておるつもりでございます。

○細川委員長 賀屋委員、3回目です。

○賀屋委員 ということは、試行の去年の7月からの9カ月分については、当初の予算にその分を見込んでおったということ、そういう意味合いでしょうか。そういうふうに理解していいのでしょうか。

○細川委員長 課長。

○金子福祉課長 不勉強で申しわけございません。当初から7月試行という予定があったので、予算を組んでいたそうでございます。申しわけありません。

○細川委員長 他にございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 松ケ原こども館の利用を拡大するというところで2日プラスされまして、1週間に5日の運営ということになるかと思えます。管理については後ほど出てくるんですけども、松ケ原の自治会が行っていると思えますが、この管理条例の5条に、こども館の計画書ですね、年間の計画書を出すようになってるかと思うんですが、今回ふえたことによって、従来の計画書と、今回ふえたことによる計画書の内容の違いといいますか、そういったものがあれば教えていただきたいと思えます。

それと、松ケ原地域の方が主に使われるのではないかと思えますが、松ケ原地域全体、大竹市全体ですかね。そういうことですか。じゃあ、この質問は控えさせていただきます。じゃあ、よろしく願いいたします。

○細川委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 計画書そのものはいただいておりますけれども、松ケ原のこども館に関しましては、特徴がその広さと、また自然を利用したイベントの多さということを特徴としておりますので、イベント回数がふえるという計画書は出ておりますけれども、内容そのものが大変ここが大きく変わったということは、報告はいただいております。利用者に関しましては、大竹市内全域、またもしくは市外からの利用をいただいているということで、大変盛況な活動をされていらっしゃいます。

以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

日域委員。

○日域委員 あと一括審議にしたらいと思うんですが、あともう1個ありますね、松ケ原のことは。この松ケ原児童館のことについては、当初からですよね、委託先といいますか指定管理は自治会ですよね。でも、実際の現場的な運営はNPOでしたよね。それで、じかにNPOにできるのかねという話も、私、したことありますけども、やっぱり松ケ原のもんですから、自治会を無視するわけにいかないし、皆さんの協力も仰ぎたいという、それはそれでそうだと思いますが。今、例えば課長がいろいろ答弁されましたけど、そういうものを持つてくるのは誰なんじゃろうという気がするんですよね。実際の現場を運営しているのはNPO法人でしたよね。しかも最近聞いた話じゃ、もうメンバーは全部違うよ



って、あれは大竹市の人間なんておれへんよってある人に聞きましたけど。法人格は法人格ですから当然あるんでしょうけども、理事長もかわったんですかね、当初から。理事長が現場にいなくなったっていう話は、私は伝え聞いてますけども。

結局ですね、大竹市が松ケ原自治会に委託をしているわけですけども、その次にいるのは、どっちかという大竹市民じゃない人たちが運営するNPOであって、利用者も大竹市の人もいんでしょうけども、かなり市町村を越えた広範囲の利用者があると。計画を出すのも、私思うんですけど、松ケ原自治会の方がNPOの活動というか、現場の活動の計画書をできないだろうという気がするんですけど、そのあたりはどうなっているんですか。非常に特殊な委託の形だと思いますからね。ちょっとよろしくお願いします。

○細川委員長 指定管理についての審査はまた後ほど出てまいります、委託先に、今回、条例改正ですので、できるだけ条例についてお願いしたいとは思いますが、委託先について何か情報があればお願いいたします。

○細川委員長 課長。

○金子福祉課長 委託先に関しましては、私もできましたら市内の、例えばそういう子育て支援ができる、子供の健全育成ができる全般的なノウハウを持ってらっしゃるNPOなり団体なりがいらっしゃれば、十分そちらのほうにお願いできたらとは思っております。なら公募すればいいじゃないかというお話になるんじゃないかと思うんですけども、今回の更新につきましては、ほのぼのんさんのほうが、これまで十分よくやっていただきましたという経緯と、あと今回5日に延ばしまして十分したいという意欲をお持ちということを鑑みまして、今回はこういう継続という方法を出させていただきましたけれども、思いの底には、やはり大竹の子供たちのために、大竹の、ぜひそういう団体がいらっしゃれば、そちらのほうも十分に考えさせていただきたいとは思っております。

以上です。

○細川委員長 条例ですからね。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第29号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指

定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

○細川委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第30号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

○細川委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんので、よろしくをお願いいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 さっきの続きですけどもね、指定管理者は自治会なんですけども、実際に、だから市役所とやりとりするのは自治会なんですよね。昔のあれですね、NPOの方が、自分たちは直接市と交渉できんことはないでしょうけども、何かにおいて自治会と一緒にやらんといけんから、ちょっとしたことでも非常に面倒くさいんよという話は、私は以前伺ったことがあります。今はどうなんですか、自治会の、もうあうんの呼吸で、実際やりとりしているのはNPOの方ですか。そうじゃないとね、なかなか難しいやろうという気がするんですが、自治会にどこまでの権能といいますか、現場のノウハウがあるかなという気もしますしね、かなり水と油のような団体ですから、どうなんでしょう。ちょっとわか

りやすくね、反対する気はないですよ、反対する気はないけども、説明してください、お願いします。

○細川委員長 課長。

○金子福祉課長 運営の御相談はNPOと直接相談させていただかないと、当事者なのでなかなかお話が進まないというところがあります。なぜ自治会のほうに、じゃあ管理をお任せするかというのは、委員が今おっしゃってくださいましたように、自治会の方、全館あけているわけじゃないので、休館日の管理等がございまして、やっぱり地元の方をお願いしたいというのが1点と、また地域の中で子供をともに育てていきたいという思いから、自治会の方に、地域の方に参加していただきたいということがもう1点ございまして。NPOのほうが館の管理はできないというふうにおっしゃっておりまして、草刈りとかその他のことが全く自分たちでは難しいんですよということをおっしゃることから、館そのものの管理につきましては、自治会のほうをお願いするというので、自治会に幾ばくかのものをお支払いできるという利点もあるのではないかと考えております。それを自治会のほうが、自治会活動のほうにまたいろいろ御活用なさるようにも伺っておりますので、双方のいいところをとっていただけたらなという思いもございまして、こういう方法をとらせていただいております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 先ほどの利用日数の変更と、これ指定管理者のつながるとるんで、1つ、これはお願い事項というか要望で終わるかもしれないんですけども。こういうことを利用者人数の使用期間で、利用者増が見込めたので、今回から。で、その内容を指定管理者の組織にお願いする。そのときにですね、ぜひともお願いしたいんですが、今回固定資産台帳が整備されて、公営施設の整備計画がこの年度末までに。来年度からそれが試行運用されていくと。そのときに複式簿記的な考え方が発生する。今のお話を伺ってますと、経費のお話もありました。これランニング経費ですね、電気代、ランニング経費ですね。人件費、ランニング経費ですね。しかし、大竹市が所有しとる市民の共有財産である土地の上に、大竹市が建てたこども館がある。その利用度合いを推しはかるときに、事前にイニシャルコストといいますか、建物を建てたんですね。以前、コウモリがどうのこうの話がありました。そういうことが利用している間に起こってきます。それと維持メンテナンス経費が発生します。その都度、毎年、毎年それに予算組みをします。そうすると、指定管理者の運営経費以外に、設備のメンテナンスが継続して要りますよと。それに加えて最初に建てたときの費用が発生しています。これ30年お使いになるんなら30分の1ずつです。この土地をもしほかの用途に活用できるとしたら、どれだけの資産価値が生み出されたり、行政サービス、市民サービスにつなげられる可能性があるのか。それをこども館で使うという判断をして、その建物を建てたということは、他の可能性を全部排したということです。我々市民からすると、公有資産を有効に活用いただきたい。まずトシですね。それから判断をして、議案も通って建物が建ちました。そのときの費用は30年間にまたがり、なおか

つランニングコストが上に乗る。そのときの総経費、1年当たりの総経費を、この人数の総和でサービス循環するんだという考え方が必要になってくるのが、これから先の複式簿記会計のベースになります。これマネジメント的に考えたときには、単年度の予算の額ではなくて、長期にわたって、もしこの建物が数十年後にもう利用できないと、子供さんに使っていただくのに、もう利用できない、危険度が大きいと。そのときには建てかえる可能性もあるわけですね。利用度が高まれば、壊してもうちゃ困るよということがあって、建てかえるかもしれない。新たなイニシャルコストが発生する。そういう中長期にまたがったマネジメント的な捉え方があった上で、今期の予算を考える。そういうふうな捉え方を今後は行政システムといえども、単年度決算、現金主義で、じゃあ組織もそういう捉え方をして、一つひとつの判断をしていかなきゃならん時代が来てるんだと思うんですね。ぜひとも、1案件、1案件、大変多大な資産件数があるんで、一つひとつについてつぶさにといたら難しいですけども、今回の場合、月、水、金が木も土も入った。5日になりました。この施設の性格上でいえば、なぜ日曜日があいてないんじゃないかと。利用度で考えれば、日曜日が一番利用の可能性が高まるんですね。祭日は。そうすると、我々の市民の税金や資産の上に乗ってある施設のサービスの供給レベルが上がるんじゃないか。そういうような考え方を指定管理者の方がしてくださるようになれば、資産の有効活用につながって、市民サービスにつながる。ぜひとも考え方として、これから先の地方行政は、そういうマネジメント的に。一番利用率の低い曜日を外して、同じ6で割るんなら日曜日もできんのじゃろうかと。それがマネジメントです。ぜひとも同じ経費をかけるんなら、喜んでいただける笑顔の数が増えるような考え方を、ぜひともこれから我々の市政行政にかかわる人間の1人として、そういう視点を持っていただくことをお願いして、質問ではありませんが、この時間をおかりしました。ありがとうございます。

○細川委員長 ただいま審査しておりますのは、松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてが議案となっておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第20号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○青森市民生活部長 特にございませんで、よろしく申し上げます。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、ただ提案理由の中でお話をしました介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、この後の協議会の中で具体的に内容を御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○細川委員長 新たな総合事業については、この後、時間をとって、協議会の中で説明をしていただく予定になっておりますので、それについての聞きたいことなどあれば、協議会のときをお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、委員の皆様から質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第34号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

田中委員。

○田中委員 今回の一部改正についてなんですけども、この改正によってそれぞれの5割削

減、2割削減の人数、どれぐらいそれぞれなんでしょうか、該当するんでしょうか。お願いいたします。

○細川委員長 市民税務課長。

○豊原市民税務課長 医療分で申し上げますと、5割軽減が21名、それから2割軽減が20名ということになります。それから介護分で申し上げますと、5割軽減が8名、2割軽減が3名、それぞれ新たに、あくまでこれは本年度と収入が変わらないと仮定しての話ですけども、変わらなければそれぞれそれだけのプラスになるというふうに試算をしております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第11、議案第24号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明員の交代がありますので、大丈夫ですか。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○平田上下水道局長 補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

委員の皆様、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第32号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、委員の皆様から質疑がございましたらお願ひいたします。

藤井委員。

○藤井委員 歳出の項で特定健康診査、糖尿病対策推進事業、人間ドック等委託料、健康づくり事業、重症化等予防事業等が合わせて2,700万円弱、これ率にしますと25%程度のものが使用されていないということになります、いずれも大切な予算であると考えておりますが、もう少し利用していただくといひますか、そういった対策をお考えであれば、お聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○細川委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 確かに大竹市の場合、特定健診等もまだ低うございませんで。そういったことで、ホームページ等利用勧奨とか、あと現在行っておりますのは、保健師のほうで戸別訪問しまして、そういった検診をできるだけ受けるようにというふうなことを行っております。また、来年度からになるんですが、県のほうでポイント制というのをを行うので、本市のほうもそれに参加して、そういった健診等を受ければ、ちょっと利便ということもないんですが、そういったものが受けれるようなことをしていきたくて考えております。

以上でございませんで。

○細川委員長 よろしいですか。

他にございませんでか。

田中委員。

○田中委員 今回の藤井委員と同じ特定健診についてなんですけど、これ私の家にも当然、夫婦に封筒に入ってものが来ませんで、これは大竹市で発送する部数と言うちゃおかしいんですけど、全ての大竹市民に行ってるのかどうなのか。あるいは、これは国保ですから、ちゃんと企業に勤めているところは省いてあるということになるのか。というのはですね、私も実はほかのところからの健康診査、人間ドック、特定健診を受けるんですが、両方受けてももったいないところがあるんですが、こういう状況の人が大竹市内にはかなりいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、特定健診の発送ですよね、その対象。これ



はどういうふうになっているのか。大竹市民全部なのか、それともやっぱり社会保険に入っている会社、企業に勤めている人は除くのかどうなのか、ちょっとその辺のところを聞かせてください。

○細川委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 特定健診につきましては、私どもの大竹市の国民健康保険が行っておりますので、約6,000ほどの通知を出しております。それにあわせてがん検診も、この受診券の中には入っております。このがん検診というのは、市町村の義務ということになっておりますので、その年齢が決まっておりますので、基本的には大部分が40歳以上、場合によったら子宮頸がん等は二十歳以上というのがあるんですが、約2万人の方に通知を差し上げております。

以上でございます。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 6,000人の方に発送していると。6,000人なのか、6,000世帯なのかね。それで、毎年1人でも多くの方に受診をしてほしい、早期発見、早期治療という形でいけば、給付のほうも、療養費のほうも少なくなっていくと思うんですが。これ受診率というか、例えば6,000人に発送して、大体どれぐらいの方、結局、受診率になるかもわかりませんが、その辺はどういうふうにつかんでらっしゃいますか。

○細川委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 大竹市の国民健康保険の特性、健康診査の受診率は26.6%となっております。これは27年度の数値になっております。この受診率につきましては、国のほうが管理をして行っております。現在、27年度はまだ速報値というか、ちょっとまだ半分仮の状況の数値になっておりますので、確定はちょっと少し時間がかかるようでございます。

以上です。

○細川委員長 済みません、27年度が26.6%で、まだ仮の数字ということでしょうか。

○野島社会健康課長 仮の数値になっております。また、これは国のほうが集計しまして、確定したものを後ほど通知してくるということになっております。

以上です。

○細川委員長 田中委員。3回目です。

○田中委員 ありがとうございます。広報等でも非常に健診をするように、受診をするようにというPRもされていると思いますし、私は何かの折に言ったことがあると思うんですけども、この特定健診でこういう発見というか、早期発見を受けて助かったというか、そういうものを各地域なり地区で発表できるというかね、そういうことがあったらいいんじゃないかなど。例えば健康福祉まつりのときに、そういう体験の・・・でもいいから話してもらおうとか、やっぱりそういうものが非常に大事ではないかなと思います。

それとあわせて中学校等で、がんのそういうメカニズムなり、早期発見すればがんも治るといふ、そういうような授業も必要ではないかなということ、私、どっか以前に話をしたことがあると思うんですが。現在、中学校等で、そういうがんに対する、あるいはまた病気に対する早期発見等に、何らかの取り組みをなされているのかどうか、これは教育

委員会になるかわかりませんが、ひとつお教えてください。

○細川委員長 教育長。

○大石教育長 中学校のがん教育の取り組みにつきましては、以前、本会議の答弁で申し上げたと思いますけれども、保健の授業で中心になって行っておりますけれども、学校全体としても、やはりそれに関連する団体のほうに来ていただいて、実施している学校もあるということで把握をしております。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 副議長のおっしゃったことに反論するようで申しわけないんですけど、がん検診もね、今、幾らも精度は、高い精度でできますからいいんですよ。ただ、早期に発見した段階で、それを放置したら将来どうなるかということがわからんわけですよ。将来放置しても何でもないものもあるわけですよ。だから、そこところが専門医の間では、もう非常に問題になっているわけです。さっきの野島課長のおっしゃった健診もそうですけれども、健診はいいんですよ、健診したらいいんですけども、健診をしたら医療費が下がるという言い方をしてるんですけども、健診の率が高くなったら医療費が下がるというデータはどこにもないとなってるんですよ。だから、うそを言うなという気がする。健康診断をしましょうと、そのために公費を投入します。それは結構なんです。そしたら医療費が下がるんですけど、そういううそを言っちゃいけないと思うんですが、今のがん検診もそうですけれども、かなり来るとこまで来てるんですよ。どうしようもないところまで来てるんです。結核が大変で、抗生物質を開発したっていう、そういう素朴な輝かしい医療の進展じゃなくて、もう天井まで来てますからね。だから、そこんところはね、もうちょっと行政が一方的に、いいんだいいんだって、鬼畜英米みたいな言い方をしないでほしい。私は健康診断をしない主義ですから、受けたことはありません。おかげで、でも元気です。

だからね、いろんな人がいてもいいじゃないですか。公務員が人件費使って戸別訪問までする必要なんか、さらさらないと私は思いますけどね。これ、私の考えですから、コメントがあったらお願いします。

○細川委員長 何かコメントはございますでしょうか。ございませんか。

はい、ないようでございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第13、議案第33号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 今回の補正について、この中身は県のほうに納付金を出す必要があるということとでふえているわけですけども。ということは港の管理運営の中で利用度が多くて、非常に黒字が出たと、そのことに対して納付をしないといけないということなんでしょうけども。それだけ利用者が多く、黒字になるということは大変結構な話でもあるし、当初の目的を果たしているというふうに思いますけれども。逆に言えば、利用者のほうから、もっと利用する場所にしても、岸壁にしても、利用しやすく、あるいは広くしてほしいという、そういう整備をしてほしいという要望とかいうのは上がってないんでしょうか。そのあたりを一遍、もしあれば聞かせてほしいと思います。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 今、賀屋からございました黒字になって、非常に利用が伸びているという状況でございます。利用者のほうからは、たくさんの要望等あります。港ができた当時は、今の利用とは形態が違う。最近の利用について、やっぱりコンテナの伸びとか、それから上屋、そういった要望がございます。これについては、今の限られた土地、規模ということがございますので、短期的にはすぐ対応はできないということがございまして、利用者、それから大竹市、広島県のほうで、意見の交換会というものは、昨年ごろから行っている状況です。

以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

1分休憩します。

〔休 憩〕

○細川委員長 再開いたします。

日程第14、平成28年度陳情第2号港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情を議題といたします。

本件は、昨年9月定例会からの継続審査となります。既に執行部からも御意見をいただいておりますが、新たに付け加えることがあればお願いいたします。ちなみに前回の継続理由としては、年末年始の交通渋滞を踏まえて審査する必要があるためという理由で継続となっております。執行部のほうから何かありましたらお願いいたします。

土木課長。

○山本土木課長 前回の継続した理由に、年末年始の状況ということがございました。1月18日、また自治会長のほうを訪ねて、年末年始の渋滞の状況はどうでしたかということをお尋ねしました。コメリに関しては、以前、トライアルの開店のときのような状況は、渋滞状況はなかったと。これについてはちょっと意外なことでございましたということです。その他、港町1丁目地区にどんどん車が入ってくるというお話もあったんですが、それについても特に渋滞はないというところで、話は状況報告で簡単に終わっております。

以上です。

○細川委員長 ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、執行部に確認したいことがございましたらお願いいたします。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようですので、それでは本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めたいと思います。

田中委員。

○田中委員 実は私もこの陳情者とも話をさせていただきました。今、土木課長からも話がありましたように、自治会長のところへ行って、いろんなお話も聞き、今後の予定等も、岩国大竹道路の関係もあって、その暁にはこういうふうになりますという丁寧な説明を受けましたと。その後、自治会長も自治会のほうでそういう説明をして、皆さんには納得していただいたということで、本来であれば、きょう間に合わなかったんですけども、そこまで執行部のほうもやってくださっているんで、この陳情については取り下げる方向ということでした。きょう間に合いませんでしたので、きょうのところはそういう方向性だということで、きょうは継続ということですが、次回のときには取り下げの手続きをとって

行いたいということでしたので、ぜひ今回はそういう形で、皆さんの御了解をいただけたらと思います。だから今回は継続ということですね。よろしく願いいたします。

○細川委員長 ただいま継続審査の意見がございましたので、継続審査についての採決を行います。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

審査の状況によって、暫時休憩いたします。

再開は1時からといたします。皆様、御準備をしっかりとお願いいたします。

[休 憩]

○細川委員長 それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

日程第15からですが、その前に先ほどの議案第17号のときに資料要求しておりますので、その数字が大体できてきたようですので、発言をお願いします。

都市計画課建築住宅係主査。

○三家本都市計画課建築住宅係主任 午前中、藤井委員さんの御質疑の中で、市営住宅の中で外国人の方がどれくらい住まわれているのかという御質問がありまして、確認をいたしたところ、およそ10数軒住まれていることは間違いないんですけども、システム上、特に国籍でもっての登録まではしておらぬので、最終的な詳細のものについては入居関係書類などを1戸、1戸確認しないとわからないのですが、恐らく10数軒、20軒までではないと思っておりますが、10数軒住まわれているということまで確認できております。

以上でございます。

○細川委員長 藤井委員、よろしいでしょうかね。

それでは、日程第15、平成29年請願第1号市営住宅入居に際し連帯保証人を求める制度の廃止を求める請願を議題といたします。

本件は、今回が初めての審査になりますので、事務局職員に請願の要旨を朗読させます。事務局。

○ それでは、請願文書表のほうをごらんください。

受付番号第227号

受付年月日 平成29年2月20日

請願者 大竹市御園2丁目3番3-203号 ミヤトクニオ

件名 市営住宅入居に際し連帯保証人を求める制度の廃止を求める請願

紹介議員 日域 究

請願の趣旨 連帯保証人（以下保証人という）を求めることは、市営住宅入居者にとって大きな負担となっていると同時に、家賃回収に役立ってはいない。また、この制度は公営住宅法の趣旨に反している。ついては、当該条例を改正し、保証人を不要とすることを請願する。

請願の理由 私は、長年市営住宅に居住し、そこに住む人々の機微に触れながら人生を送ってきた。その経験から、保証人の確保という重い条件が、市営住宅入居希望者に与える負担の大きさについて、長年にわたり問題視してきた。このたび改めて保証人の意味合いを多角的に調査した結果、保証人制度は害あって益なしであることが判明した。ついては、下記の理由により、真に住宅に困っている人こそが最も困るこの制度の廃止を求め、請願するものである。

記 1. 公営住宅法第25条に違反するものであること。市営住宅入居申し込みに際して保証人の確保ができずに入居を断念するケースが一定の割合で存在する。また、保証人を求められることを事前知っているがゆえに、申し込み自体を諦めているケースがあることを加えれば、保証人を要求することの影響は大きく、このことは公営住宅設置の趣旨に反するだけでなく、公営住宅法第25条の入居者の公正な選考に明確に違反していると考えられる。また、入居後においても保証人が死亡した場合など、条例があるばかりに後任の保証人が求められる。この負担も決して小さくはない。

2. 保証人への請求が認められなかった判決についての対応が必要。一般的に保証人は家賃等の確実な収受を担保する方策として広く行われている。しかし、裁判の判決によれば、福祉目的を帯びる公営住宅においては、結果的に効力は弱い。つまり、市の訴えが認められないという現実がある。広島地方裁判所福山支部、平成20年2月21日判決。その理由について考えてみれば、まず公営住宅は単なる営利目的の賃貸住宅ではないことが挙げられる。国の補助を受けて市が設置し、住宅困窮者向けに賃貸するものであるが、大きな特徴は支払い能力に応じた応能家賃であるということである。それに加えて市長判断により家賃の減免規定もあり、その上で3カ月の家賃滞納の場合は明け渡しを求めることができる。さらには敷金が3カ月分あるので、敷金が切れた段階で明け渡し請求すれば保証人の出番はない。しかも、これらの決まりは市と入居者の私人間の契約ではない。公営住宅法第32条で明確に定めてある。つまり、公営住宅は所得が少なく、住宅に困っている方のための安価な家賃の住宅である。ただし、家賃を払わなかったら出てもらう、そこは民間以上に厳しいものである。そううたってある。したがって、家賃の未払いを放置したまま明け渡し請求をせずにいること自体が市長の怠慢行為であり、その責任は連帯保証人ではなく、明け渡し請求をしなかった市長が負うべきである。したがって、公営住宅法はもちろん国交省の通達でも、一切保証人を求めることを要求してないのも道理なのである。

3. 全国の自治体が公営住宅における保証人の限界に気づき始めていること。保証人を求めること自体を廃止した自治体は見当たらない。しかし、全国的に人数を減じたり、収入や所在地の制約をなくすなど、明らかに形骸化の方向に向かっている。日本中どこに住んでいてもよい、収入も資産も問わず、それは法的有効性が低いことに気づきながらも、条例で定めているがために、型式だけはそれを遵守せざるを得ないからだと思われる。そうであれば、そのための事務作業は全て行政の無駄と言える。結論として、保証人を要求する罪の効果はあっても、功の効果は全く見つからない。保証人を廃止すべきである。なお、法的義務はなくても義理と人情で負担していただけることも現実的にはあろうと思うが、公務は法と正義で行うべきであり、義理や人情に期待することは邪道にすぎるので

ある。

4. 収納率が高い自治体の研究。保証人を要求する目的が家賃の確実な収納であることは言うまでもないが、収納率の高い自治体が訴訟を連発しているわけではない。法定闘争は経費がかかり、また経済的困窮者を相手の訴訟は褒められたものではない。ましてや勝訴の可能性が低いとなれば、愚かなセウである。ある政令市では即決和解を対応していると聞いた。3カ月滞納が迫る段階で退去を求めつつ、双方で対応を協議する。話が整えば簡易裁判所に赴き、即決和解で解決である。大竹市ではこのような工夫をしておられるか。無意味な保証人を求めるよりも、みずから工夫すべきである。

5. 結論。①1から4を見る限り、保証人の必要性は全く見当たらない。保証人を求めることは功なくて罪ありである。繰り返すが保証人の義務づけは公平な入居者選考基準とは言えないこと。②そもそも家賃が支払い能力に見合ったものであること。③さらに特段の事情があれば、直ちに減免できる規定があること。④3カ月分の敷金があり、3カ月滞納の場合には退去請求できることが法律で定めてあること。⑤大竹市自身が過去の裁判の場で明け渡しを求めただけで、保証人には請求もせずに欠損処理していること。⑥国の民法改正作業の中で、賃貸借契約における保証人の負担が見直されていること。以上により市営住宅の保証人は不要であるばかりか有害である。保証人の管理コストは行政の無駄である。聡明な議員各位におかれては、全国の自治体に先駆け、胸を張って保証人を廃止していただきたい。不当な制度で困っている市営住宅入居者、入居希望者を救済していただきたい。よろしくお願い申し上げます。

請願第文書の内容としては以上でございますが、請願者が作成した資料でございます連帯保証人調査なる表が、請願書原本に記載されておりましたので、請願文書表にも別紙として添付しております。

以上でございます。

○細川委員長 ありがとうございます。

審査に当たりまして、執行部におかれましては、本請願についてどのようにお考えなのか、御意見をいただきたいと思います。

都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず、公営住宅入居に関する保証人の取り扱いについてでございますけれども、公営住宅関係法において、特段の規定は定められておりません。保証人の要否、要るか要らないかというのは各自治体の判断に委ねられているということです。入居手続に関することは、事業主体である各自治会の条例で定められておりまして、本市におきましては、この手続の中で連帯保証人の連署を求めているところでございます。条例策定の参考としました旧建設省の住宅局から通達がありまして、公営住宅管理標準条例案においては、入居に際して提出する請書に保証人の連署を必要というふうに記述がされとるわけですが、保証人をつけることを要件としなくても差し支えないし、またこれを連帯保証人とすることも差し支えないというふうになっております。

これらのことから本市におきましては、入居の手続に際し、条例で請書に連帯保証人の連署を求めているところでございます。この連帯保証人の連署を求めている理由としまし

て、連帯保証人は入居者が家賃を滞納等した場合、入居者と連帯して債務の補償をしてもらうほか、入居者に万一のことがあったときに、例えば親族等々との連絡がとれないといった場合の緊急連絡先、また緊急時の対応の協力など、そういった役割を担っていただくという場合もございます。また、連帯保証人を付することの効用としましては、入居者が家賃を滞納した場合に、連帯保証人に迷惑をかけたくないという入居者の道義心から、家賃の支払いの履行を促す効果が期待できるというふうに考えております。

滞納の整理につきましては、公営住宅の管理の適正化の観点から、家賃収入を確保し、入居者間の公平性を担保するために重要であるということから、滞納者につきましては、日ごろから訪問面談による納付の指導であるとか、電話による督促ほか、場合によっては連帯保証人からも入居者に対して納付を促してもらうという措置をとっております。このことが滞納家賃の縮減につながっているというふうに考えておまして、現年分では例えば99.7%という高い家賃の収納率というふうになっております。

入居者に連帯保証人を指定してもらうということにより、家賃滞納の抑止であるとか、入居者に附則の事態が発生した場合など、緊急時の連絡先と対応してもらうという役割を担っていただくという目的もあることから、多くの自治体が連帯保証人を求め、その必要性を認識しているものというふうに考えられます。また、本市においても連帯保証人の持つ役割というのは重要であるというふうに認識しているところです。

現時点では県内において全ての市が連帯保証人の指定を入居要件としているという状況からも、本市におきましても保証人を不要とすることは考えていないと。保証人の取り扱いにつきましては、例えば法律の改正であるとか、国からの通達があるとか、今後の県とか他の自治体の動向を見ながら、あと住宅管理上の課題等も考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 それでは、委員の皆様におかれまして、執行部に確認したいことがございますでしょうか。あったら挙手でお願いします。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、ちょっと何点か。今、課長さんが、この陳情の中身に対しての意見を述べられまして、ある程度の、どうかなという疑問の部分も解消はされましたけれども、まず、最初の前段の(1)の請願の趣旨のところの連帯保証人、2行目のとこですね、家賃回収に役立っていないということが書かれてありますけれども、実際に役立っていないというようなことになっているのかどうなのか。この趣旨でいえば、役立っていないから要らんのやないかということですけども、本当にそういう連帯保証人という役割をしっかり使って、役割を果たしているというふうに、先ほどの話では受けとめてるんですけども、その辺をどういうふうに考えておられるのかというのと、ずっと下のほうの段の記述の1の、一定の割合で存在するという文がありますね。保証人が確保できないので一定の割合で断念するというケースがあるんだというふうにありますけど、実際に今までそういうことが、一定の割合ということは、入居募集時に例えば10人募集したときに希望者がおって、そのうち1人か2人はそういう保証人のことで、私はもう諦めますというふうに、一定の割合



でいるということが本当にあるのかどうなのか、その辺のちょっと確認をしたいと思いません。

それと、一番下の、後任の保証人を求められるということで、もし後任の保証人がいなかったときに、実際どういう手当てをされているのか。この辺が保証人が当初入るときに2人いたと。何十年も経過して保証人になっておられる方がお亡くなりになって、それを次の方をといても、親戚も身寄りもないと、なかなか保証人になってくれる人がいないというケースもあるんじゃないかと思うんですけども、そういう中で後任の保証人がいなかったときにはどういう処置をされているのかという、この辺のことと。

あと、4ページのほうの結論の④のところ、2行目ですけど、保証人には請求もせずに欠損処理しているということがありますけれども、この辺は現状は、確かに欠損をしないといけない部分があるでしょうけども、保証人がいないから欠損処理をしているのかどうなのか、この辺の事実関係があるのかどうなのかということと、その下に、以上により市営住宅の保証人は不要であるが、その・・・保証人の管理コストは行政の無駄である。保証人を要求することによる管理コストというのはどれぐらいかかるのか、ふえるのかという、そのあたりがどういう状況なのかというのが、わかれば教えていただきたいと思えます。

○細川委員長 5点ほどあったと思いますが。

都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず、1点目の、そういった保証人が役に立っているのかどうかというところでございますけども、先ほどちょっとお話ししましたとおり、滞納者につきましては訪問面談とか、電話による督促、そういったことをやっておりますけども、それでも支払いをしていただけないという場合には、連帯保証人さんに通知をしたりとか、連帯保証人さんから、払ってくださいよというのを促してもらうというようなことをやっております。高い家賃収納率となっておりますので、そこはやっぱり有効といいますか、効用があるというふうに考えております。

2点目の、入居に際して保証人が立てられないというようなことで断念しているのはどのくらいあるのかということでございます。今年度に関していいますと、入居の決定者が連帯保証人を立てることができないとの理由で入居を断念された方というのは、今年度1件ほどありました。過年度においても同様の理由で入居を諦めたという例は、1年に1遍あるかないか。最近でいうと平成26年に1件あったということでございます。あと、連帯保証人を立てることができないという理由によって入居の申し込みを断念した方がどのくらいいるかというのは、ちょっと市のほうでは把握できておりません。

ちょっと係長のほうから、残りの分については説明させていただきます。

○細川委員長 主任。

○三家本都市計画課建築住宅係主任 後任の保証人が見つからない場合の対応でございますけれども、一義的に見つからないからといって、その場で退去とかそういう話ではなく、基本的には新たな人を見つけてほしいという促しは、常々やっておるところでございます。その中で随時、見つけ次第、登録をしてもらっておるような形にしております。な

ので、現状においても、保証人がちょっとまだ見つかっていないという方も中にはおられますので、探す努力は続けていただいております。

次の4点目でございますけれども、保証人に請求せず欠損処理というくだりでございますが、過去の訴訟の案件でありますとか、法的措置の関係の書類を見ていきますと、中にはその本人、あんまり具体的な事象になりますと個人情報なのかもしれませんが、訴訟の関係で退去の裁判がされた後に、保証人の方に支払い督促のような措置もとられているようなケースも散見されますので、全くそういうことをしていないということではないということは、御理解いただきたいと思っております。

○細川委員長 建築住宅係長。

○讚井建築住宅係長 管理コストについてでございますけれども、1番の、保証人は役に立っているかというところと少しリンクしてくるところがございます。まず、大竹市の場合は、3カ月以降の部分で保証人等に打診をかけながらという形で行っているんですけども、今ここに書かれている文章でいいますと、保証人の管理コストは有害であるというふうな書き方なんですが、実際は保証人を立てるときの書類の裏にも書いてあるんですけども、基本的に原則、もし保証人さんがいなくなったりした場合は、その当事者から保証人の次を立てていただくという形で届け出を出してもらうようになっておりますので、今年度もそういうのがございましたので、基本的に我々も一応、促しはしているんですけども、原則は本人から出してもらうような形になっておりますので、特にコストの無駄というところは、ちょっと考えておりません。

以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 大体わかりましたけども、先ほどのコストの無駄という部分の最後の分ですけども、保証人がいてもいなくても、管理コストというのは変わらないという、そういう意味なんですか。その辺が保証人、この制度があるがために、どれぐらい経費が必要なのか、かかっているのかという部分が、ここの趣旨じゃないかと思うんですが。その辺のコストについて、どういうふうに判断を今されているのかということ、もう一回ちょっとお願いしたいと思います。

○細川委員長 係長。

○讚井建築住宅係長 ちょっと内容がずれていたら申しわけございません。全体的な管理の中での、市営住宅の管理の中で、滞納管理も含めてなんですけれども、保証人が占める部分でのコストという面で見ますと、先日、広島県の市営住宅関連の研修会に参加したところでございますが、やはり大きな自治体であれば、この滞納整理について訴訟、通常訴訟であるとか、明け渡し訴訟であるとか、即決和解であるとか、いろんな訴訟を起こしている大きな自治体はございます。ただ、大竹市の場合でいいますと、今の99.7%という収納率の現状を考えますと、そういうとこに至らずとも、保証人であるとか、数多く相手方に打診をかけることによって、これだけの成果が出てるので、保証人がいることによって、職員数であるとか、いろんな面でのコスト縮減にはなっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員、3回目です。

○賀屋委員 もう1点、じゃあ最後に、先ほどの現在の収納率が99.7%という高い収納率だと思います。これも全国に誇れるぐらいの収納率だと思うんですけども、この収納率と保証人の関係が、保証人がいるからこれだけの収納率が得られるんだというふうに考えておられるのか。逆に保証人がいなかったときには、この収納率という達成は厳しいというふうに考えられるか、そのあたりの見解をお願いしたいと思います。

○細川委員長 係長。

○讚井建築住宅係長 過去に保証人さんからいろいろとやりとりの中で、いろいろ支払っていただいたであるとか、動いていただいた事例が数件、事例はございます。それと、近年で申しますと、年に約30件ぐらいの割合ぐらいで、これは浮動しているのでわからないんですが、30件ぐらいの割合で、実績的にいうと保証人に対してお願いをして、そういうのをいろいろ支払ってもらった事例はございますので、年間大体そのぐらいはあるんだろうと思われま。よって、明確にはちょっとお答えできないんですが、やはりその部分で、我々が収納率が上がっているというところも、それに起因しているのではないかと思われま。

以上です。

○細川委員長 他の委員の皆様はいかがでしょう。

山本委員。

○山本委員 現在、3カ月以上滞納しとる件数などが、それで3カ月とか4カ月程度とかいうんなら、比較的保証人制度のもとではね、滞納の解消ということもあるかもわからんが、それが長期に半年とかね、それ以上になると、なかなか保証人といえども難しくなるんじゃないのかと思うんですけどね。大竹市の場合は、保証人になる資格要件として、所得が幾ら以上なけにゃいけんというふうな規定もあるでしょう。しかし、比較的所得が低い入居される方と、同等に近いような水準の保証人さんも多々あろうと思うんですね。そういうことを考えると、長期滞納に対する収納が難しくなるということで、この文書にもあるように、不納欠損として毎年処理をするというふうなことになろうかと思うんですが、そういう実態を明らかにしてもらいたいんですが。

それから、もう一つは、保証人としての負うべき履行義務の範囲ですね。ただ単に入居された方が家賃を滞納されたから、家賃については明確に入居者にかわって保証人が責任を持って納めるということだけの義務なのか、それ以外に保証人となれば入居者にかわって、あれこれ負うべき責任といいますかね、履行すべきことがうたわれておるかどうか、具体的に项目的に聞かせてもらいたいんです。保証人になった、入居された方が、いろんな事情で死亡されたというふうなこともあると思うんですがね。そういう場合には、保証人はどこまで、その後の処理について責任を負うことになつとるんか。入居要件の中に保証人をつけるわけですから、保証人のこともこういう義務を負いますよとか、入居された人は本人がいなくなれば、親族その他のところまで責任が及びますよとかいうふうな規定があるならあるように、そのことを管理者としても履行してもらおうということにもなる

んですわね。そこらあたりをひとつ明らかにしてもらいたい。

○細川委員長 主任。

○三家本都市計画課建築住宅係主任 まず、3カ月以上の滞納をしておられる方が、大体どれぐらいおるかという人数でいいますと、今年度の頭ぐらいの期日で考えておりますけれども、大体今42件ほどおるというところになっております。中には3カ月以上といいますので、3カ月の方もおれば、10カ月の方とかおられるとは思うんですけれども、おおむねほとんどの方が、今の指定管理者と滞納者本人の方と、生活状況などをヒアリングしつつ、月々幾らぐらい払えるのかというような調整をしまして、随時、もう払っていただいております方が多数を占めておまして、近年この三、四年の間は、不納欠損になる事例は今のところゼロということによってやってきております。

以上で終わります。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず、所得の要件ですけども、今、月10万4,000円以上の所得がある人というふうに要件がついておりますが、これ年収でいうと200万円ほどということで、滞納される方のかわりに家賃を払ってもらおうということになれば、それぐらいの所得がないと担保が持てないということで、そういう要件をつけております。

あと連帯保証人の責務ですけども、これは入居者に係る市営住宅の使用料とか、駐車場使用料、これらの施設において発生した滞納金を賠償していただくというふうに書いております。あと、先ほどお話のあった死亡したときなんかですけども、基本的には親族の方へ連絡をするわけですけども、どうしても連絡がつかないような場合については、連帯保証人さんにちょっと連絡をして、対応してもらえないかというのをお願いをしておるところです。

以上です。

○細川委員長 係長。

○讚井建築住宅係長 連帯保証人の、どういう位置づけであるかという部分の責任の部分ですけども、連帯保証人の届け出を出していただくときに、その添付資料の裏側にいろいろ記載されている部分を、ちょっと抜粋して簡単にお読みいたします。大まかには、そういう所得要件等あるんですけども、連帯保証人は保証人側の理由による一方的な辞退はできないため、債務者と協議の上、新たな連帯保証人を指定し提出してくださいというのが書かれたり、当然、連帯保証人という内容ですので、民法により450条関係の保証人の中の連帯でございます。ですので、基本的には債務を連帯で責任を負う形になります。また、入居者が退去した際には、退去に係る手続を怠り、住宅の運営に支障を来すこととなった場合には、損害賠償請求を行うものとなりますが、入居者が支払わない場合には、連帯保証人に請求することということも、ちょっと書かれております。大体の抜粋でございますが、以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、28年度は長期滞納が少なく、短期にしても件数的にはごくわずかだと。不納欠損の生じるようなことはないという理解でいいんですね。

それと、明け渡しの条件ですね。死亡された場合、親族なり連帯保証人なりが明け渡しをせにゃいかんという、作業を義務として担うと思うんですが、通常の場合、明け渡しを求める要件としては、どこまでをあれですか、入居者としてやることになるんですか。それで、正常な人なら、新たに自分で新築した家に移るといふふうなケースもあろうしね、あるいは子供に見てもらえるという条件ができたんで、子供のところに世話になるということであげられるというケースもあろうし。また、不幸にして亡くなられたというような場合、入居しておられたところの明け渡しを、市としてはしてもらおうことになるんですが。市営住宅といえども高層住宅もあるし、もう築35年、40年というふうな木造の平屋もあるわけですが、こういうところは基本的には市の方針としては、空き家になればそういう古い木造の住宅には入居させないというの方針をとってるわけですか。それより解体するというので、年度ごとに必要な予算を組んで解体作業をやっておられますけど、いろんなケースがあるね。明け渡しという場合にも、どこまでをこれは明け渡しをされて、市として・・ああいうことになるのか、要件をひとつ・・してください。

○細川委員長 課長。

○中司都市計画課長 まず1点目、今年度不納欠損があるのかということですけど、今年度はございません。明け渡しを求める要件というのは、退去されるときに畳をかえるとか、ふすまをかえるとか、そういったことでしょうか。退去されるときであれば、普通のアパートのときは畳をかえてもらう、ふすまをかえてもらうというのをしております。木造平家のアパートについては、そのまま退去しても構わないということで認めております。

以上です。

○細川委員長 山本委員、3回目です。

○山本委員 あなた、はしょって話をしちゃいけないと思いますけどね。平家の場合ね、畳はかえんでもええと。もう出ていかれるのなら、家賃をちゃんと納めた上で出ていってくださいということですか。そんな簡単なことじゃないですよ。死亡されたらよ、何も本人は手をつけられんわけで。家財道具もあればね、家の周りのいろんな物が置かれたままになる。保証人がついとれば、必要な整理なり求めるのですか。そういうことが入居条件として保証人をつける場合に、本人なり保証人になり、この範囲のことは履行義務がありますよということは書いてあるんでしょう。そういうことを明らかにしないとね、保証人つけんでもええとか、つけないけんとかいうふうな議論の今の過程の中で、実態的なことがわからんずくめで、ええじゃ、悪いじゃいう結論は出んのだから。実際に今、行政のやっつけられることを実態を明らかにした上で、保証人がなくても困らんとか、保証人がなげにゃ、また新たな市民の皆さんに税の負担を求めることになるから、最低この範囲のことは求める上で保証人が必要なんだとか、支障ないとかいうことにならないと、我々も結論出せせんよ。だから、そういうことを明らかにしてもらいたいんですがね。一々聞かにゃ答えんようなことでどない思いますか。保証人をとるんなら、保証人にどういう義務履行を求めておるんだという、あるでしょうがね、契約・・なり契約要件として・・書類が。それを皆さんに配ってね、よく理解してもらおうようにすべきじゃないですか。上辺のことをつらつら言うただけじゃね、結論出ん。だから、しかるべきそういうことは委員の皆さんに

も、私自身にもわかるように、用意できるものは用意してください。委員長、そういうことはやっぱりちゃんとね、今までの行政の実績を踏まえて、こういうことになつとんだというふうに示してください。2回目かいね。

○細川委員長 3回目です。御協力お願いします。

○山本委員 4回目は許さんのか。

○細川委員長 はい。4回目のないように、しっかりお願いします。

○山本委員 そういう制限を受けての発言ですからね。ちょっと皆さんにわかりにくいかもわからぬので、具体的に言いますがね、入居される人は何十年にもわたって生活しておられるから、今は家庭も電化製品がたくさん置かれとる。寝具も毛布もあれば布団もある。ベッドもある。それから家具にしてもあれでしょう、ガラス製品もありや陶器製品もある。それから家庭内の、我々が日常排出する清掃センターで世話になつとる、そういう家庭のごみもある。そういうのはどうするんですか。そういうことを処理しなさいという規定はあるんでしょう。電化製品だってばかにならんですよ。洗濯機1つとるにしても何千円。テレビ1台でも何千円ですから。だから、入居するときの保証人を求めて、保証人になった人に、明け渡しの場合はこちらまでやりなさいよとか、ちゃんとしとるんでしょう。そういうことを示してみなさいよ。それなら保証人がなげにゃこれはやれんじゃないかということになりや、保証人の廃止は、それはそう簡単には結論出せん。そんなことはお構いなしだと。布団だろうが、陶器があらうが、ごみが堆積しとらうが、電化製品があらうが、本人が亡くなって身寄りもない、親族もそれを処理する能力もなげにゃ、全部公費でやることになるんか、それとも保証人を立てておれば、保証人にそういう能力があれば、保証人にそういった義務の履行を求めることになるのか。そういうことが肝心なことでしょう。家賃だけの問題じゃなしに。ちゃんとそういうわかるようなものを、書類上も出したりね、実態的なことを説明をしなきゃ、個々の委員の皆さんの判断も、そう簡単に結論出せませんよ。

○細川委員長 実態がどのようになっているかを御説明いただければよろしいかと思いますが。

係長。

○讚井建築住宅係長 保証人の位置づけで、先ほどちょっと申しましたように、保証人になっていただくときに、入居者が退去した後に、退去に係る手続等を怠り云々かんぬんございまして、そういうやってもらえなければ、賠償責任はちゃんと保証人にも行くようになっております。

我々の今の実務なんですけれども、退去する際、いわゆるそういう死亡であるとか、いろいろなパターンがございます。おっしゃるように、中にある製品、当然、動産ものについては一切撤去していただく。先ほど言いましたように、畳であるとか、ふすまの張りかえをしていただくことが基本的に義務になっておりますので、いらっしゃらなくなった場合には、基本的にはまず親族にお願いをする、やはりそれがうまくいかない場合に、保証人にもお願いしまして、請求して、いわゆる退去手続に必要な条件が整うまではやっていたとくという形になっております。当然、債務についてもですけれども、退去手続による

そういう作業という部分の費用、引っ越し費用であるとかいう一切もやってもらうようにもなっております。

以上です。

○細川委員長 これは請願でございますが、すぐに出ますか。入居の際に保証人に出していただいている書類に書かれているというふうに、先ほど御紹介がございましたが、その資料でよろしいかと思っております。すぐに出ますか。山本委員、待ちますか。

では、暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

○細川委員長 それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

先ほど、山本委員から、大竹市市営住宅連帯保証人届出書に書かれております連帯保証人の義務についての書類があれば、資料として要求したいという旨の御発言がございました。委員会の資料として請求することに、皆様御異存ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、資料を用意していただきましたので、配付をお願いいたします。

それでは、資料について補足説明があればお願いいたします。

課長。

○中司都市計画課長 今お配りした資料が、入居を申し込みされる際に連帯保証人の届け出を出してもらうというときに、この書類を添付してもらっております。下側のほうに、連帯保証人の責務ということが書いてありまして、使用料とか駐車場の使用料の滞納金を払っていただかないといけないということと、裏面真ん中あたりになりますけども、入居者が退去する際、先ほど言われちゃったような死亡したというような場合には、まずは親族の方へ連絡をしますけども、親族がいないとか対応する人がいないという場合については、通常、退去の際にとっていただかないといけない手続、先ほど申しました畳をかえるとか、ふすまをかえるとか、家の中をきれいにするとかいった対応を、連帯保証人に請求する、それをやってもらわないといけないということが真ん中のほうに書いてあります。

以上です。

○細川委員長 新たに資料が出ましたので、山本委員、もし質問がありましたら1回だけいかがでしょうか。

はい、1回だけお願いします。

○山本委員 ……申し上げたんですがね、非常に大事なことだと思うんですよ。それで、家賃はわずかな金額の住宅もありますからね、保証人が負担をするという場合でも、そんなに長期にわたらなければ、短期の場合なら整理ができるケースもあろうかと思うんですね。しかし、長期にわたると、なかなかこれも連帯保証人が即処理をするという場合も難しさがあるかと思うんですが。それより増して、不幸にして身寄りのない方が入居されとって、亡くなられたと。身近な親族等が事後処理をなかなかするのが難しいという場合には、勢い連帯保証人にその処理を求めておるわけですよ、現実には。その場合ね、連帯保証人として何をやるかというたら、まず今の寝具の処理をせないかん、それから電化製品の処理をせないかん。今はどこの家庭でもテレビもありや、冷蔵庫もありやね、するわけだし

よう。それから寝具にしても毛布もありや、布団もありや、それから日常身につける和服もありや、洋服もある。それから家の中の配線、電気器具に関連する工事をあちこち配線をしたりすると、これも全部処理せないかん。それに陶器もありやガラス製品もある。こういうのを全部、あなたほっといたらよ、市がシルバーにでも頼んで、それを処理せにゃいけんゆうことになるかもわからんよね。シルバーに頼みやあ、家のごみだけでも何万円って払わにゃ処理できんのじゃけね。電気製品でもそうでしょう。今は業者のところに持ってっても、ちゃんと処理費を払うて証明書を持っていかにゃ、業者は取ってくれるのだから。洗濯機から冷蔵庫から、その他の家電、電気器具ね、処理するのに何万円ですよ。そういうのを誰がするかということになりや、やっぱりこういう、これは特異なケースかもわからんですよ、亡くなられたというふうなことね。親族でもおられてやってもらえは、そうはいかん。

ただし、そうは言うても、亡くなった人の遺産を相続する相続権者がおられると、こういう場合には、その相続権者に連帯保証人よりか請求するのが筋や思うんですよ。そこはやらんのですよ、今の市の、ここにいろいろ民法上のことは書いてあるが。だから、そこを今後は工夫してもらいたいと思うんですよ。連帯保証人にすぐ責任をとらせるということじゃなくて、亡くなった人の預貯金なりね資産があつて、それを事後処理をするに足りる資産があつて、それを相続される権利者に対して、事後処理の責任を持ってもらうと。ああいうことをちょっと内部で検討し、工夫して、今後の対応をやってもらいたいということをつけ加えておきたいんですが。

今、私が経験した事例を少し話をさせてもらったんですが、そういう意味でいえば、一概に連帯保証人はなくてもいいという単純なことでは済まないというブズンが残るというふうに、私は気持ちの上では思ってるんですがね。だから、実態的でリアルな事例を、やっぱり担当者のほうで、こういうこともあります、こういう例もありますから、連帯保証人としての義務履行の範囲はこういうことになっておりますというふうにな、誰が聞いてもわかるような説明なり実態を紹介するぐらいのことはすべきじゃないですか。

○細川委員長 それは要望でよろしいかったでしょうかね。

ほかにどなたかから確認したいことがございますか。

日域委員。

○日域委員 済みません、私は紹介議員という立場なんですけども。正直言いまして、私は市営住宅のことはほとんど知りませんでした、残念ながら。皆様、そうかもしれませんが、知りませんでした。家を借りたら保証人がおるんが当たり前じゃんって、素朴にですよ、いて当たり前という頭でした、最近までね。ごくごく最近まで。この請願した本人から話を聞いて、いろいろ調べていくうちに、市営住宅って、公営住宅ってかなり相当に特殊なんですよね。確かに所得が低いことが条件ですから、あそこに入っている方たちは所得が低いんだと思います。そういう人たちに物を貸すときに、リスクがあるのは当たり前ですよ。でも、考えてみたら、商工会議所が丸金資金って貸すわけですね、無担保無保証ですよ。一番信用の低い商工業者に貸すのにですよ、保証人出せ、担保出せと言ったら意味がなくなりますから。だから、言わないわけですよ。それと一緒にね、やっぱり要は住宅



困窮者といえますか、社会的に経済的に弱い立場にいる方たちに、ちゃんとした保証人をつけると言ったら、つけられない人もいるだろうと。

大竹市だけじゃなく、多分、日本中がそうなんでしょうけども、過去の経緯を考えてみると、昔はかなりおおらかに、財政も豊かだったんでしょうけども、おおらかに市営住宅の管理をしていたと。少々滞納者がいてもですよ、保証人がおるんじゃけ大丈夫よという感じで、かなりおおらかにやってきた。あるときに、10年ぐらい前かな、1回不納欠損をやってますけども、大きくですね。それがあある段階になって裁判を起こしてみたら、意外に通らないと。で、結局、今はやり方を変えて、今はすごくうまくいってるんですね。本当に99. 何ぼです。それはまあ、きのうもちょっと統計の方とお話ししましたけど、小まめに1カ月おくれたら電話をかける。そういうことをすればですよ、皆さん払ってくれるわけですよ。そんな本人の能力に応じた家賃ですから。それを長年放置して、一方では保証人がおるから大丈夫よって思ったんでしょうけども。

これ、きょう見つけたある弁護士の文書ですけどね、これ北海道町村会顧問って書いてありますから、そういう行政に詳しい方なんだと思いますけども、問題はね、さっき文書の中にありましたけど、退去を要求することができるっていう条項が公営住宅法にあるんですけども、退去を要求することができるの1番はですね不法入居。2番にも3カ月の滞納っていうんがあるんです。普通、アパートの契約をするときに、書くだけは書きますよね、好きなことを。でも、それが通るかどうかは、そりゃね、出るところに出ないとわかりませんが、3カ月過ぎたらもう退去請求ができるって、要求できるって書いてあるわけです。そのときにそれをせずですよ、ずるずる延ばして行って、延ばしたやつを後からですよ、何年もたってから保証人に請求したらですね、そんな理不尽な請求はありませんっていう裁判所で負けるわけです。全てが全て保証人がだめなわけじゃないですよ。だから、3カ月たったらちゃんと退去勧告をしなさいと。そしたら、それでも居座った場合はですね、多分保証人の責任じゃないんかもしれません。

そういうことがあって、過去ね、保証人に頼り過ぎてきた経緯があるんだと思います。幸いなことに最近、すごく収納率が高くてですね、言い方を変えると、今なら保証人をやめることができる絶好の機会かなという気がします。実はね、この前、ある団体に話をしてくれと言われて、私、呼ばれてちょっとお話をしたんですけども、その話とはともかくとして、全然私は知らない人ですけども、その後で、さっきは入れなかった人が1名と言われましたよね、その人だと思いますけども、自分は、御本人は高齢の方です。自分の子供さんがどっかに市営住宅に入ってる。自分がその保証人になっている。一族郎党が市営住宅に住んでほしいとも思いませんけども、今度はお孫さんが入ろうと思ったと。そしたら、自分は1人保証になつとるから自分じゃだめなんだというわけですよ。それで、1月やったんですか、何か当選したけど入れないと。困つとると言われて。ええ、どうしようかなと思いましたけど、幸い次のときに入れて、身内が見つかったということだったので、よかったんかもしれませんけどもね。

そもそもね、保証人を、本当に保証人に頼るんであれば、なぜ1人が1人なんですか。要するにね、かなりの所得がある人であれば、あの安い市営住宅の家賃を2人分、3人分、

保証人になってもいいじゃないですか。さっきのケースでもですよ、その方は、そりゃ自分のおうちに住んでる方ですから、それなりの経済的な背景はあると思うんですけども、自分の娘の、子供さんのやつに1人保証人になってたら、もう孫のやつはだめだというわけですよ。その辺がですね、すごく私、よくわからない。それで、市長が保証人の2名を1名に減額できる条件って示してますけども、あれなんかも、例えば病弱だったら1人でいいとかね、生活保護だったらというのはわかりますよ、生活保護は国が保証人ですから、生活保護だったら保証人なんか要らなはずですよ。何かね、病気のことが書いてあった気がしますけども、病気だったら保証人が要らないって、全然筋が合わないですよ。つじつまが合わないストーリーでしょう。本人に支払い能力がないから保証人を出してくれって言うてるのであれば、そこに保証人を減免する理由が、人数を減らす理由が全然ちぐはぐなんですね。要するに、今上手にうまくいってるわけであって、このやり方を継続していけばね、多分、いけいくと思いますけども、その上でそろっと保証人を外すことができないかなという気がします。

もう一つ、所得要件ですけども、あれが内規だったらわかるんですよ。普通はね、保証人つけろと言いますよね、民間であれば。それで、何のだれべえといたら、いや、うち調べたんですけど、この人ちょっとうちの基準に当てはまらないんですけど、ほかにもっと違う方はおられませんかねと言うんならわかります。市役所の場合は、正面玄関からですよ、所得幾らってやるわけです。例えば、私がどなたかに保証人をお願いしますよね。そしたら、所得証明を取って私に預けるんですかっていうんがあるんですよ。保証人に頼まれて、保証人ぐらいなってるよちゅうことはあるでしょう。だけどそのときにですよ、所得証明が要るんじゃないけどって、所得証明をほいほいと渡せる相手というたら多くはないですよ。しかも1人が1人ですから。だから、大竹に650市営住宅があって、そこに2人保証人がいて、その人たちがもし大竹市民であれば、そこだけで市民の何割かが市営住宅に入居してるか、保証人になっている人になるんです、ダブってないんですから。本気で保証人のことを考えてもいない。ただ、世間が言うがままに、国が言うがままに、惰性でやってきたと。それで裁判したら負けそうだから、さっきもそうですよ。さっきもね、この前のやつも一緒に請求できるもんならしたらいいんですけども、あえて外して、後から払ってくれりゃもっけの幸いとばかり、ちょこちょこ送っているわけですよ。私から見たら、非常にこそくなんですけども。今ね、うまいぐあいに行ってるんですから、すぐにとは言いませんけども、全国に先駆けて保証人を上手に外してほしい。

例えば、話かわりますけども、住民基本条例というのがあって、私はあんまり感心はしない条例ですけども、北海道のあるまち、最初につくりました。例えば情報公開条例って国がつくったかと思ったら、そうじゃないですね。国に先駆けて情報公開条例をつくったまちが山形県にあります。やっぱりね、皆さん、きよろきよろ周りを見るんですけども、本当に必要だと思ったら、腹を決めて、覚悟決めて、乗り出してほしい。皆さん、皆そうですよ。もう今の市営住宅なんかの収納率が低いまちというのは、余りないんじゃないかと思います。だから、すごくいい傾向にあるんですよ。皆さんが努力されてるんですよ。だから、そろそろね、そういう入ろうと思ったときに、誰もお願いする人がいない、かと

思ったらね、外国人が入っているんですよ。外国人の保証人は外国人なんでしょうけども、本音から言うたら保証能力あるって、帰ったら終わりですよ、帰国したらね。だから、今たちまちどうこうは言いませんけども、私が最初に、保証人がいるのは当たり前じゃんと思ったように、皆さんも保証人、アパート借りたら保証人がおるのは当たり前という意識だと思えますけども、ちょっと立ちどまって考えてほしい。

それともう1個、最後に民法のことを言いましたけど、賃貸借契約の保証人というのは、ずっとたまっていったらエンドレスにたまるわけですよ。例えば、商工ファンドなんていうのは、根保証とかいうことであくどい商売しましたけど、保証とか何とかというのはね、考え方によっては、使い方によってはそろそろ怖いことになるんですよ。私は油見の人間ですけども、油見歴代の金持ちっていうのは、皆、高利貸しですね。高利貸しで大金持ちになって、高利貸しで破綻してます。そういう名前がついた場所が何カ所かありますけども、やっぱり100円貸して1,000円の土地を取るわけですから、昔の高利貸しはね。商工ファンドなんかそうですね、根保証という聞いたこともない保証の形をとって、わっと債務を膨らませといて、保証人からがぼっと取るわけですから、それである商工ファンドは大きくなりましたよね。市営住宅は悪意があるとは思いませんけども、福祉政策の名のもとに、なかなか家賃を払ってくれない方に、ちょっと頑張って少しもらえますかとか言いながら、ずっとそれを延ばすわけです。ずっとたまって大きくなって、どうしようもなくなったときに保証人を相手に裁判したら負けるわけです。だから、特殊な保証の制度ですから、やっぱり考えてほしいなと思うんですが。

それで質問します。保証人が1人が1人というのはなぜですか。たくさん所得がある人だったらですよ、10件の保証人になってもいいじゃないですか。それがために困っている人はすごい困ってるんですよ。見つからないんですから。なってやらんじゃないですよ、私は1件なつとるから、もうなれませんかと言うんですよ。そりゃないでしょうと思うんですが、お願いします。

○細川委員長 質問事項1件でございました。御答弁をお願いします。

係長。

○讚井建築住宅係長 質問の回答なんですけれども、正直1人が1人というのは、今、大竹、各市町でいろいろ違うんですが、理由は正直、ちょっとわかりません。大竹以外のところであれば、市内の者とか、親族であるとか、いろんな各市町、ちょっとそれぞれの特有の要件がございまして、大竹は大竹市内に限るといっているのはないんですけれども、申しわけございませんけれども、なぜ同じ人が市営住宅をやってはいけないとかいうのは、ちょっとわからないです。申しわけございません。

○細川委員長 日域委員。簡潔にお願いします。

○日域委員 話が若干飛ぶんですけども、この前、ないで困ってると言われたときに、私は一瞬、なってあげようかと思ったんですよ。公職選挙法違反かどうかという話があって、解釈がさまざまあるんですが、その答えを今聞いてもあれですね。

いや、本当にね、そういうのはあるみたいですが、それでとつ捕まった人はいないみたいですけどもね。とにかく今ね、わからないと言われましたけど、せめて保証人になって

あげよう、廃止してほしいですけども、今の入りたい、抽せんに当たったけど、それがために自分は排除されるというのはよろしくない。例えばね、私は思ったんですけども、抽せんには当たったと。ただ、保証人が用意できないから、あなただめですとなった人が、大竹市を訴えて裁判起こしたらおもしろいなと思ったんですよ。これはね、やっぱり公営住宅法の趣旨から見て、勝つ可能性はかなりありますよ。だから、そういうことも踏まえてね、市役所の立場だけじゃなくて、いろんな人の立場を考えて物事を進めてほしい。上手に保証人をなくすか、いろんなことがあるんですがね、質問でしたよね。

○細川委員長 はい、2回目の質問ですが。簡潔にお願いします。

○日域委員 何を質問しようか、質問がわからなくなりました。

○細川委員長 なければ結構ですよ、終わって。

○日域委員 さっき初めて聞いたんですけど、国のほうは保証人という制度を設けても設けなくてもいいっていうのがあって、私、初めて聞きました。それで皆さんやってるんですね。じゃあ、もう質問はやめますけども。そのぐらいですからね、これは国が、だから義務づけてないからでしょう、物すごいバラエティーに富んでますよね。普通はもう一言一句条例が同じだというケースが多いですけども。ぜひね、違うんだったらね、違っていないわけですから、ぜひその方向で考えていただきたいなと思います。お願いします。

○細川委員長 今のは御要望だと受けとめました。

他の委員からはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようですので、今後の取り扱いについて皆様の御意見をお願いいたします。

継続にといった意見も含めて、もしあるようでしたらお願いします。なければ討論に移りますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 それでは討論に入ります。

討論はございませんか。

田中委員。

○田中委員 私は、不採択の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど来、委員の皆さんのいろんな意見をお聞きいたしました。ただ、大竹市も他の自治体に類を見ないような、いわゆる高収納率になっていると。その要因としては、私はやはりこの保証人制度を導入しているということが、私は1つは大きな抑止力になっていると思います。私も今までいろんな立場で生活をしてきましたけれども、家を建てるとか、いろんな保証人になりますけども、実際に苦しいときもありますけれども、保証人になっていただいた手前、その人に迷惑をかけられないというのが大きな、やっぱり抑止になっている、これは間違いないと思います。

私は山本委員とあんまり意見が一致しないんですが、先ほども山本委員の話を聞いて、そうだなと私も全く同じ思いがいたしました。家賃だけではなしに、高齢で亡くなったときに、後始末に大変な身内、その方は身内でしたけども、そりゃもう1週間も2週間もか

けて家財道具、一切合財整理されてました。私もそこに立ち会ったこともあるんですけども。それは身内の方がいらっしゃるからいいんですが、もし身内の方がいらっしゃらなかつたら、家賃は滞納するわ、例えばですよ、またデテイク、そのことも何もできない。全部やっぱり市が公費でもって負担していかなきゃいけないということになります。安い家賃で住まいを提供していただいて、そしてそこで生活してきて、少なくとも市に迷惑はかけないという、そういう立場が必要であると私も思いますし、迷惑をかけようと思ってやる人はいないと思いますけれども、やはり保証人としての持つ重みというのは、私は大事なのではないかなと。これを全くなしたときに、じゃあどうなるかということを考えてときに、悪用する人はいないと思いますけれども、そうなると3カ月、トウケイにありますけども、3カ月滞納した場合には立ち退きを請求できると。これを逆にまともに払っている人から見たら、あるいは市民から見たときには、何でと。きちっとせえやと、立ち退かせやということになると、これはまたこの保証人制度を撤廃したことが、かえって今の市営住宅に住んでらっしゃる方たちにとって、1つの重荷になるのではないかなと。だから、どうこうということじゃないかと思うんですけども、私はそういう面からいって、やはりこの保証人制度というのは、やっぱり置いておくべきだと。ほかの市町村も、そういう形でこういう制度があるということは、やっぱりそういうことからではないかなというふうに思います。もしこの制度をなくしたときには、本当に困るのは、かえって今、ワンクッションもツークッションも置いて、保証人のほうから、何とかしんさいやと、食べ物を節約してでもええけ、家賃だけ払いなさいよという、そういう指導なり助言を求めることができる、その期間を幾らかでも猶予が持てるんですけども、3カ月たったらもうすぐに退去をしてくださいということになると、私は逆な意味で、住まわれている方たちにとって苦しい思いになるんじゃないかなというふうに思います。

以上の点から、私は今回のこの保証人制度の廃止を求める請願については、不採択するべきだということで、私の討論といたします。

○細川委員長 他に討論はございませんか。

日域委員。

○日域委員 余り時間はとりませんでした・・サマシでしたけど、市営住宅とか公営住宅とかいう話のさらに根っこ、根本の問題として、連帯保証人というものについていかなものかという議論がもう始まっている。多分、改正されるでしょう。どうなるかというたら、要するに保証人は家賃を10カ月、10カ月は保証しますと。それ以上は知りませんよと。そういう方向で物が決まるのかなという気もしますけどもね。それがたまたま市営住宅の場合は3カ月って、もう法の条文でうたっているわけですね。だから、3カ月ちゃんと払ったらいいんですけども、もちろん払えなかつたらですよ、これこれしかじかで仕事がなくなって、急に今月から収入が減ったんですって市に申し出れば、じゃあ今月は待ってあげましようって制度があるわけですから、過去はそういうこと全然ほったらかしてずっとためてきたわけですからね。幸い今、うまいぐあいについてる。確かに山本委員がおっしゃったこととか、今、田中委員のおっしゃったみたいに、最期の話って確かにあるよなど、私もそれ初めて意識しながら聞かせてもらいました。それはあります。ありますけども、

保証人があったらいいって、確かにメリットがないとは思いませんけども、ただ今の保証人制度が変わる中において、公営住宅、多分なくすまちが出てくるのかなという気もしますけども、同じくなくすんだったら1番にやってほしいなと、私はそう思ったわけですけども、ぜひね、これは採択してほしいと思います。

以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 私は、不採択の立場で討論に参加をさせていただきますけども、私、意見を付けさせていただきたいと思います。今までの皆さんの意見、あるいは議論を聞いておりましても、ここの請願の制度の廃止ということを一変にするというのは、無理があろうかというふうに考えますし、さりとて議論の中で、現行の今、大竹市の制度要綱が、かなり課題も見えてきているというふうに思いますので、他の市町と比べても、それぞれまちまちです。そのあたりをもう一度よく精査をさせていただいて、本当にどうあるべきかということ。例えば、保証人が今は2人ですけども、よそは1人のところもありますし、所得要件もそれぞれ違ったりしてますし、その辺を含めて、今いろいろ出された意見等を勘案しながら、本当にどうあるべきかということを検討をさせていただく、そのことが市営住宅に今おられる方、あるいは保証人になろうとする方の益になるんだろうと思いますので、そういう意見を付して反対の討論とさせていただきます。

○細川委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 はい、ありがとうございます。

起立少数と認めます。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で全ての日程が終了いたしました。

以上で生活環境委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

14時26分 閉会